

## ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その7割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。

本市におけるその交付金額は、平成29年度決算額で1億104万9864円であり、さまざまな行政サービスに対応するための貴重な財源となっている。

現在、地方自治体は、医療、介護などの社会保障や社会資本の維持、子育て支援や教育環境の充実などにおいて果たす役割が年々増大しており、これらの課題解決には財源確保が必要不可欠であることは言うまでもない。

本市において地域活性化及び地方創生に全力で取り組む中、ゴルフ場利用税交付金を廃止することは、国が進めている地方創生に逆行するものである。

したがって、国においては、代替となる支援がない中、ゴルフ場利用税がゴルフ場の所在する市町村にとって、重要な財源であることを改めて認識し、現行制度を存続するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月16日

沼津市議会